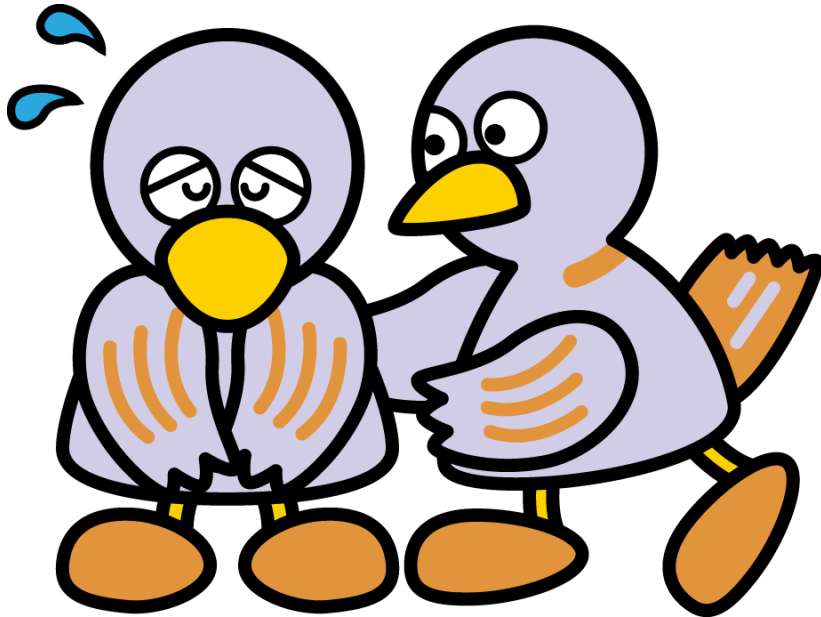




彩の国
埼玉県

高齢者虐待の現状と県の取り組み



埼玉県 地域包括ケア課 黒澤佳代子

【高齢者虐待の種別と類型（養護者虐待）】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為等。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
本人の尊厳を無視する行為、家族や親族との団らんから排除する等。

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する等。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。または性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。
下半身を裸にして放置する、下着のままで放置する、人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。性器を写真に撮る等。

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する等。

令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査
～養護者による虐待について～

【対応時期】

今年度通報を受理 1913件

【相談・通報者（複数回答）】

	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	315	114	64	71	32	154	161	44	128	839	168	4	2,094
構成割合 (%)	15.0	5.4	3.1	3.4	1.5	7.4	7.7	2.1	6.1	40.1	8.0	0.2	100.0

【調査結果】

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 608件（通報件数の34.6%）

		件数	構成割合(%)	
虐待者側の 要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	298	49.0	
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	275	45.2	
	c) 孤立・補助介護者の不在等	235	38.7	
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	91	15.0	
	e) 知識や情報の不足	276	45.4	
	f) 理解力の不足や低下	301	49.5	
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	165	27.1	
	h) 障害・疾病	209	34.4	
	i) 障害疑い・疾病疑い	191	31.4	
	j) 精神状態が安定していない	344	56.6	
	k) ひきこもり	104	17.1	
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	298	49.0	
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	143	23.5	
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	239	39.3	
	o) 飲酒の影響	73	12.0	
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	72	11.8	
	q) その他	39	6.4	
	被虐待者の 状況	a) 認知症の症状	286	47.0
		b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	168	27.6
c) 身体的自立度の低さ		263	43.3	
d) 排泄介助の困難さ		180	29.6	
e) 外部サービス利用に抵抗感がある		95	15.6	
f) 障害・疾病		187	30.8	
g) 障害疑い・疾病疑い		103	16.9	
h) その他		23	3.8	
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	212	34.9	
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	120	19.7	
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	200	32.9	
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	147	24.2	
	e) その他	27	4.4	
その他	a) ケアサービスの不足の問題	133	21.9	
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	25	4.1	
	c) その他	10	1.6	

【虐待の発生要因】

【虐待の種別・類型（複数回答）】

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	470	102	183	1	83	839	629
構成割合(%)	74.7	16.2	29.1	0.2	13.2	-	-

【被虐待高齢者の性別】

	男性	女性	不明	合計
人数	176	453	0	629
構成割合(%)	28.0	72.0	0.0	100.0

【被虐待高齢者の年齢】

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	46	112	144	148	111	68	0	629
構成割合(%)	7.3	17.8	22.9	23.5	17.6	10.8	0.0	100.0

【被虐待者から見た虐待者の続柄】

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	128	37	283	133	16	8	10	23	18	1	657
構成割合(%)	19.5	5.6	43.1	20.2	2.4	1.2	1.5	3.5	2.7	0.2	100.0

【虐待者の年齢】

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1	14	34	144	197	41	26	39	60	37	21	6	37	657
構成割合(%)	0.2	2.1	5.2	21.9	30.0	6.2	4.0	5.9	9.1	5.6	3.2	0.9	5.6	100.0

【虐待者との同居・別居】

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	349	220	53	5	2	629
構成割合(%)	55.5	35.0	8.4	0.8	0.3	100.0

【家族形態】

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	21	135	252	76	63	43	9	28	2	629
構成割合(%)	3.3	21.5	40.1	12.1	10.0	6.8	1.4	4.5	0.3	100.0

【具体的な虐待の内容（令和4年度・埼玉県データ）】

<身体的虐待>

頭部への平手打ち、体につかみかかる、あごを殴打、体や髪を掴む、首を絞める、腕を殴る、頬への平手打ち、殴る・蹴る、足を持ち転倒させる、両腕を掴む、体を押す、足にストーブをあてる、やけどを負わせる、かみつく、杖で叩く、腹部を蹴る、電話機の破壊、食器を床に投げつけ座っていた椅子ごと倒し蹴り飛ばす、馬乗りになって首を絞める、暴行（足蹴り）による骨折、虐待者（夫）が飲酒をして暴れ、顔面やわき腹を殴り、包丁で胸を切りつけた（虐待者は逮捕、被虐待者も転居）、裸にして水をかける、ベッドの四点柵（行動抑制と身体拘束）

<心理的虐待>

物へ当たる、しかりつける、暴言、「トンカチで叩いて殺したい」と娘から言われた、包丁を持って殺されそうになった、介護拒否によるケンカ、「うるせーぶんなぐるぞ」等恫喝する、息子が父親と暮らす自宅へ放火した、無視する、長時間の説教や暴言

<介護・世話の放棄・放任>

自宅での介護放棄、屋外への置き去り、徘徊歴が数回ある高齢者を適切な医療・介護につなげない、居室が劣悪な環境、閉め出し、おむつを替えない、世話をしない、必要な介護サービスを受けさせない・減らす、部屋への閉じ込め

<経済的虐待>

年金をつかわせない、年金の搾取、入所費用の滞納、介護サービス費滞納、入院先の費用を払わない・支払い計画についての話し合いに応じない、財産を取り上げる、入院費や介護サービスが未払いで利用できない

【埼玉県の取り組み】

1 「高齢者虐待対応専門員」の養成

市町村において高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員）を養成する研修を平成18年度から実施している。
これまでに、市町村及び地域包括支援センター職員を対象として、合計3,376人の高齢者虐待対応専門員を養成した。

2 普及啓発

養介護施設従事者等に対し、高齢者虐待の防止を目的とした研修を実施している。昨年度はWEBによる研修を実施し、約6,500名の参加があった。

3 虐待通報ダイヤルの設置

「埼玉県虐待禁止条例」第13条に基づき、早期に虐待を発見するために、高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報を一元的に24時間365日受け付ける“埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」”を平成30年10月1日より開設している。

4 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な場合でも申立てする親族がない又は親族の協力が得られないときには、市町村長が家庭裁判所に対し成年後見の申立てを行うことができる。このため、県は市町村職員を対象に成年後見制度における市町村長申立てに関する研修を実施している。

【通報について】

- ・ 通報は市町村へ。
- ・ 通報は匿名でも受け付ける。証拠は不要。あなたが「虐待では？」と疑ったら、それで通報してほしい。
5W1H、いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらい、等、できるだけ具体的に話してほしい。

- 虐待は重大な人権侵害です。
- 誰も虐待の加害者にも被害者にもなる可能性があります。
- 虐待を見つけた、虐待を受けている、虐待をしてしまったなど、どうしていいかわからない場合は自分一人で抱え込まず、埼玉県虐待通報ダイヤルに電話してください。
- 連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 生命に重大な危険があるなど緊急の場合は、110番へ電話してください。

虐待を発見した
虐待がもめない



生命の危険がある
などの緊急の場合

110番へ



迷わず電話を

埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171
絶対
ないない

お話を伺い、
適切な機関に
おつなぎします。



虐待通報ダイヤル以外でも
受け付けています。

- 児童虐待
 - 児童相談所虐待対応ダイヤル119
 - 市町村
- 高齢者虐待
 - 市町村、地域包括支援センター
- 障害者虐待
 - 市町村、市町村障害者虐待防止センター

身近な人が加害者にならざる場合も
あります。
警察署、消防(児童福祉施設)、
高齢者(障害者支援施設等)の職員、
学校の教職員、医療従事者 など

●埼玉県 福祉部 福祉政策課 TEL048-830-3391 FAX048-830-4801

埼玉県ホームページ
埼玉県虐待通報ダイヤル119



虐待かも
とまっつら

埼玉県は「埼玉県虐待防止条例」を制定し、虐待のない社会を目指しています。

埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171
絶対
ないない

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、内線を利用の場合
0120-80-7171



SOS

を見逃さない!

児童虐待



障害者虐待



高齢者虐待



いつでも
毎日
24時間
365日
受付・対応



県の国
埼玉県

※0120-80-7171がつかない場合は、048-762-7333(無料)におかけください。